

平成30年 第9回定例教育委員会

平成30年9月21日(金)
午後6時から
宮代町役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 あいさつ
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1)教育総務関係 P 1
 - 平成30年9月宮代町議会定例会関係
 - ア 平成30年度一般会計補正予算(第2号)について
 - イ 一般質問と答弁の概要について
 - (2)学校教育関係 P 3
 - ア 10月の行事予定について
 - イ 10月の事業予定について
 - ウ 平成30年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について P 5
 - エ 学力・学習状況調査等について 別冊
 - (3)生涯学習関係 P 6
 - ア 10月の事業予定について
- 5 協議事項
 - 平成31年度当初教職員人事異動の方針について P 9
- 6 審議案件
 - 議案第20号 公立学校施設整備計画の事後評価について P19
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 前回会議録の承認
- 10 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

平成30年9月宮代町議会定例会関係

ア 平成30年度一般会計補正予算(第2号)について

教育関係補正予算の概要

■歳入

歳入名	補正予算額	内 訳
諸収入	400千円	・文化財保存修復助成金 旧加藤家住宅屋根修繕工事 対象経費 6,699千円
教育債	△22,500千円	・地方道路整備事業債 充当率90% 東小学校支障物件撤去工事 ※

※小学校施設管理事業の財源として借り入れる地方債の減額(△22,500千円)

交付税措置がないため(財源更正)

■歳出

事業名	補正予算額	内 訳
小学校施設管理事業	0千円	・交付税措置のない地方債の減に伴う 財源更正
資料館管理運営事業	0千円	・文化財保存修復助成金交付決定に伴う 財源更正

通告1号 丸山 妙子 議員

2. 普通教室以外の教室にも早急にエアコンの設置を。

この夏は猛暑の日々が続き、命にかかわる暑さと連日注意喚起されていた。当町は今年から普通教室にエアコンが設置され、保護者・教職員の皆さんから「本当に良かった」と安堵の声をたくさん耳にした。家庭科室、理科室などにもエアコン設置は必要であり、設置を望む。お考えは。

通告5号 野原 洋子 議員

2. 熱中症の町内の被害状況は。

7月8月と記録的な猛暑であったが、宮代町では今年から小中学校全学年の教室でエアコンが稼働していて幸いであった。

①教室ではエアコンが稼働し適切な温度で授業ができていたと思われるが、屋外での授業や通学時など生徒だけではなく下校時に付き添ってくださるボランティアの方などにも熱中症被害の報告はなかったか。

通告6号 丸藤 栄一 議員

1. 学校給食費の無償化で、すべての子供たちに食のセーフティーネットを

- (1) 学校給食の目標、役割について、教育委員会としての基本的な考えを伺います。
- (2) 実際、保護者が学校教育で年間どのくらいの負担をしているのか、小中学校別にどのようになっていますか。
- (3) 給食費の過去3年間の未納状況についてはどのようになっていますか。
- (4) 給食費の徴収と管理の方法はどのようになっていますか。
- (5) 給食費の無償化は全国的な広がりを見せていますが、県内では全額だけではなくて、一部補助も含めて、63自治体ではどのようになっていますか。
- (6) 全額を無償にした場合、第2子以降を無償にした場合、また第3子以降を無償にした場合、宮代町ではどのくらいの予算が必要ですか。
- (7) 教育の観点から食育の推進、義務教育の無償化、教員の負担軽減という点では、無償化は極めて有効な政策だと考えますが、教育長の見解を伺います。

(2) 学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(月)	校内就学支援委員会(須・笠) 就学時健康診断(百) 教育実習開始～16日(須・笠)	
2日(火)	稲刈り体験(須) 子供安全見守り講座(須) あいさつ運動(東) 読書月間～11/22(東)	校内就学支援委員会(須)
3日(水)	就学時健康診断(東)	PTA あいさつ運動(百) 島村盛助を顕彰する英語活動発表会(須)
4日(木)	就学時健康診断(須) 島村盛助を顕彰する英語活動発表会(百)	進路指導委員会(須) 島村盛助を顕彰する英語活動発表会<前中>
5日(金)	交流遠足(百) 芸術鑑賞会(百)	中間テスト 3年保護者会(須) 校内持久走大会(前) 進路学習会(百)
6日(土)	PTA バザー(東) 社会福祉運動会(笠)	土曜授業参観日(前) 英語検定(須)
7日(日)	町民体育祭	町民体育祭
8日(月)	体育の日(町民体育祭予備日)	体育の日(町民体育祭予備日)
9日(火)	島村盛助を顕彰する英語活動発表会<須小>	
10日(水)	不審者対応避難訓練(東) 就学時健康診断(笠)	ふれあい講演会(須) PTA あいさつ運動(百)
11日(木)	PTA 給食試食会(須) 修学旅行～12日(須・東)	
12日(金)		南埼駅伝大会<中>
13日(土)	PTA バザー(百・笠)	
14日(日)	町防災訓練(百)	
15日(月)	校内授業研究会(東)	
16日(火)	修学旅行～17日(笠)	中間テスト(百) 校長交換講話(前)
17日(水)		就学支援委員会(須) PTA あいさつ運動(百)
18日(木)	支援担当訪問<英>(須)	
19日(金)	ふれあいデー	ふれあいデー

	学校保健委員会（東）	
20日（土）	土曜授業参観日（百・音楽会）	PTA バザー（須） 合唱祭（百）
21日（日）		
22日（月）		薬物乱用防止教室（百） 中間テスト（前）
23日（火）		
24日（水）	埼葛書初め実技研修会（須） 小体連体育研究授業（東）	合唱を聴かせる会（須） PTA あいさつ運動（百）
25日（木）	校内絵画展（笠）	PTA パトロール（須） 進路を考える会（前）
26日（金）	修学旅行～27日（百）	
27日（土）	校内音楽会（須） 校内絵画展（東） 校内音楽会・学校評議員会（東・笠）	文化祭・合唱コンクール（須・前）
28日（日）		
29日（月）	オリンピックパラリンピック競技体験支援 「かけっこ教室」（百）	
30日（火）	かしの木集会（百）	
31日（水）	歯みがき集会（須）	PTA あいさつ運動（百） 生徒会役員選挙（前）

イ 10月の事業予定について（教育委員会）

日付	内 容	場 所
11日（木）	第2回就学支援専門委員会	役場204会議室
15日（月） 16日（火）	第2回教育長訪問	各学校
23日（火）	小学校英語科指導者研修会	笠原小

ウ 平成30年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

平成30年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小	0	0	0	0	0	0	0
百間小	0	0	0	0	0	0	0
東小	0	0	0	0	0	0	0
笠原小	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中	0	0	0				0
百間中	0	0	2				2
前原中	0	0	0				0
合計	0	0	2				2

準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

平成30年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
須賀小	5	6	4	9	8	13	45
百間小	3	4	5	5	6	7	30
東小	1	5	6	2	2	3	19
笠原小	8	2	0	7	3	5	25
合計	17	17	15	23	19	28	119

中学校	1年	2年	3年				合計
須賀中	3	12	12				27
百間中	11	20	21				52
前原中	4	10	5				19
合計	18	42	38				98

※特別支援教育就学奨励費支給認定者数は別紙参照

(3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
2日（火） 3日（水） 4日（木） 10日（水）	<p>親の学習会（家庭教育学級）</p> <p>■家庭の教育力の向上を目指して、就学時健康診断の時間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構えや注意点など、親の学習講座を開催する。</p> <p>●2日 百間小、3日 東小 4日 須賀小、10日 笠原小</p> <p>●講師 埼玉県家庭教育アドバイザー</p>	町内各小学校
6日（土） 14:00-16:00	<p>あそびと運動 チャレンジ（第7回/全14回）</p> <p>第7回 バレーボール</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象：小学3・4年生</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
7日（日） 8:30-15:30 *予備日 8日（月・祝）	<p>第46回町民体育祭</p> <p>■幼児から高齢者まで全町民が参加できる体育の祭典として、町民の健康増進と体力の向上を図り、併せて町民相互の親睦とスポーツレクリエーション活動の推進を図るため開催する。</p> <p>●地区対抗参加数：16チーム（41地区）</p>	ぐるる宮代
16日（火） 8:00-18:30	<p>みやしろ大学（第6回/全8回）</p> <p>■シニア世代に学びや体験の機会を提供するとともに、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。</p> <p>●内容：県外研修（牛久大仏、予科練平和記念館、土浦市立博物館・土浦城東櫓 ほか）</p> <p>●その他：貸切バス3台</p>	茨城県
20日（土） 10:00-12:00	<p>さいかつぼーる体験（第5回/全10回）</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に埼玉葛地区発祥のさいかつぼーるを通して、スポーツに親しむ機会を提供する。</p> <p>●内容：さいかつぼーる</p> <p>●対象：小学校4年生以上（小学生は保護者同伴）</p>	ぐるる宮代 メインアリーナ

日 時	内 容	場 所
20日(土) 14:00-16:00	<p>子ども大学みやしろ(第3回/全4回)</p> <p>■子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会の提供を目的に実施する。</p> <p>●内容:【生き方学】 見て楽しい!食べておいしい!和菓子作り体験</p> <p>●対象:小学生4~6年生 54名</p> <p>●講師:宮代風月堂</p>	新しい村 村の集会所
20日(土) 27日(土) 10:00-12:00 ※第3回目以降は 11月開催	<p>あそびと運動 トライ/秋季(第1、2回/全5回)</p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(走る、跳ぶ、投げる、取る等)を行い、参加者の運動能力向上を目指す。</p> <p>●対象:小学1・2年生</p> <p>●募集人数 20名</p>	ぐるる宮代 剣道場
21日(日) 7:00-18:00	<p>第21回ファミリーハイキング</p> <p>■ハイキングの楽しさや、素晴らしい風景を味わい、家族や参加者同士のふれあいを深める。</p> <p>●対象:町内在住・在勤・在学者</p> <p>●内容:山中湖湖畔ハイキング、忍野八海の散策</p> <p>●募集人数:40名</p>	山梨県山中湖方面
27日(土) 14:00-16:00	<p>チャレンジ(第8回/全15回) 剣道</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味を持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象:小学3・4年生</p>	ぐるる宮代 剣道場
27日(土)~ 12月24日(月・祝)	<p>特別展 「明治時代のみやしろ」</p> <p>■幕末から明治へと時代が移行していくなかで、社会や政治、文化の変化を地域の人々がどのように受け入れていったのかを、収蔵している資料等を通して紹介するもの。</p> <p>●展示構成(仮)</p> <p>1) 幕末維新期のみやしろ 黒船の来航から戊辰戦争の終結あたりまでを区切りに、社会や人々の暮らしなどに影響を与えた事件などを紹介します。</p> <p>2) 御一新と近代化の波 明治政府が誕生し、西洋の文化を取り入れながら日本の近代化を進めるにあたり、政策や社会にどの</p>	郷土資料館 特別展示室

	<p>ような変革があったのかを紹介します。</p> <p>3) 町域における変化</p> <p>明治6年から9年にかけての4つの学校の設置、明治11年の和戸教会の設立、明治32年の東武鉄道の開通など、町域においても近代化の波は大きく打ち寄せ、現在の私たちの生活にも大きな影響を残しています。</p> <p>※特別展の開催に合わせて、記念講演会を11月に開催予定。</p>	
<p>【参考】</p> <p>11日(木)</p> <p>9:00-16:00</p>	<p>第27回埼葛人権を考えるつどい (埼葛12市町共催事業)</p> <p>■埼葛12市町の人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、地域間の交流を行いながら、人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指して実施する。</p> <p>●出演団体による発表</p> <p>前原中学校／箏曲合奏</p> <p>宮代進修太鼓保存会 太鼓集団「風」／和太鼓</p> <p>宮代スコップ三味線</p> <p>ほか、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町の学校、市民団体等による発表</p>	<p>春日部市民文化 会館</p>

5 協議事項

平成31年度当初教職員人事異動の方針について

平成31年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

1 基本方針

「第2期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下の(1)から(6)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全町的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。



平成31年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに平成31年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

平成30年9月1日

埼玉県教育委員会

平成31年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第2期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(6)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。

- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

4 採用等

- (1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。
また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。
- (3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）の定めるところによる。

5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第300号
平成30年9月1日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・特別支援学校長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

平成31年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について (通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「平成31年度当初教職員人事異動方針について」を踏まえ各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成31年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

平成31年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「平成31年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 平成31年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未滿で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、平成30年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未滿の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正及び免許外教科担任の削減を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

3 採用等について

- (1) 教員・事務職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。
- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。
- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。
なお、採用にあたっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

- (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- (2) 教育事務所長は、上記(1)の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。



事 務 連 絡

平成30年9月1日

各教育事務所長 様

市町村支援部小中学校人事課長

平成31年度当初教職員人事事務処理日程について

このことについて、別紙のとおり決定しましたのでお知らせします。
併せて管内市町村教育委員会へ周知願います。

平成31年度当初教職員人事事務処理日程

月 日	曜 日	人 事 事 務 等
9月18日まで	(火)	人事関係書類 (教育事務所 → 市町村教委)
9月25日まで	(火)	人事関係書類 (市町村教委 → 校長)
10月 1日	(月)	年度当初人事に関する調書 (校長 → 教職員)
10月26日	(金)	年度当初人事に関する調書 (教職員 → 校長)
11月 2日	(金)	人事関係書類 (校長 → 市町村教委)
11月19日	(月)	人事関係書類 (市町村教委 → 教育事務所)
11月27日	(火)	人事関係書類 (教育事務所 → 小中学校人事課)

2月13日	(水)	教職員定数内示
3月 1日	(金)	人事内申日
3月 7日	(木)	人事決裁日 (一般教職員)
3月13日	(水)	内示日 (一般教職員)
3月18日	(月)	人事決裁日 (管理職)
3月22日	(金)	内示日 (管理職等)

議案第20号

公立学校施設整備計画の事後評価について

別紙のとおり公立学校施設整備計画の事後評価を行なうことについて議決を求める。

平成30年9月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

平成29年度に実施した小中学校エアコン設置工事について、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行なうため、この案を提出するものである。

【資料】関係法規等

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（抜粋）

第12条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 施設整備計画の目標

(2) 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項 (3) 計画期間

(4) その他文部科学省令で定める事項

4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

■学校施設環境改善交付金交付要綱（抜粋）

第3 施設整備計画

1 地方公共団体は、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号）に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して、文部科学大臣）に提出しなければならない。

施設整備計画の目標 / 交付対象事業の事業区分 / 計画期間

施設整備計画の名称 / 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

域内の義務教育諸学校等施設の整備状況 / 交付対象事業に係る学校等の名称

交付対象事業ごとの整備面積 / 交付対象事業ごとの概算事業費

交付対象事業に係る学校等についての整備方針

その他必要な事項

2 前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

第8 施設整備計画の事後評価

1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。